

JEITA/ECALGA 標準 消費税法改正対応について

2019年10月より改正される消費税法に伴い、JEITA/ECALGA 標準での対応は下記の通りと致します。

1. 基本方針

現行業務への影響及び各社E D Iシステム、社内システム、加えてVAN会社/A S P事業者への影響を勘案し、次の基本方針とします。

- 1) 消費税法改正に伴う実務運用の詳細が明確になっていないため、2019/10からの区分記載請求書等保存方式に対応します。
- 2) JEITA/ECALGA標準の利用企業が多岐に渡るため、2023/10からの適格請求書等保存方式の対応として単一又は複数の情報種でこれに満たす様にします。
- 3) JEITA/ECALGA標準利用企業にて広く利用されている既存の「標準納品書」や「検収情報」買掛明細情報については社内システムへの影響を考慮し税率別金額等、新たな情報項目を追加するのではなく、新設情報（「適格要件買掛明細情報」、「税率別合計情報」など）を検討します。

※上記1)は確定事項。

2)3)は計画事項であり、計画概要等は別途公開します。

2. JEITA/ECALGA標準での区分記載請求書等保存方式（2019/10～）への対応

課税区分（項目No. 00059）において軽減税率取引対応の共通コードを新設する。

コード	共通コードの意味	備考
1	課税取引	
2	非課税取引	
3	免税取引	
4	経過措置取引	
5	特定課税取引	
6	軽減税率取引	新設
9	消費税対象外取引	

以上